ケーブルインターネット接続サービス契約約款

第１章　総則

第１条（約款の適用）

当社は、このケーブルインターネット接続サービス（以下「本サービス」といいます）契約約款（以下「約款」といいます）で定めるところにより本サービスを提供します。

第２条（約款の変更）

当社は、この約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。

第３条（用語の定義）

この約款では、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

番号	用語	意味
1	電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電気的設備
2	電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
3	電気通信回線設備	送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの付属設備
4	本サービス	主としてデータ通信の用に供することを目的としてインターネットプロトコルにより符号の伝送交換を行うための電気通信回線設備を用いて行う電気通信サービス
5	本サービス取扱所	本サービスに関する業務を行う当社の事業所、及び当社の委託により本サービスに関する契約事務を行う者の事業所
6	契約	当社から本サービスの提供を受けるための契約
7	契約者	当社と契約を締結している者
8	契約者回線	当社との契約に基づいて、当社の無線基地局設備と端末装置・ドングルとの間に設置される電気通信回線
9	端末設備	契約者回線の一端に接続される電気通信設備であって、一の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内又は同一の建物内であるもの
10	端末接続装置	端末設備との間で電気信号の交換等の機能を有する電気通信設備
11	自営端末設備	契約者が設置する端末設備
12	自営電気通	第１種電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備

	信設備	
13	相互接続事業者	当社と電気通信設備の接続に関する協定を締結している電気通信事業者
14	技術基準	端末設備等規則（昭和 60 年郵政省令第 31 号）で定める技術基準
15	消費税相当額	消費税法及び地方税法並びにこれらに関する法令の規定に基づき課税される消費税及び地方消費税の額
16	エデュケーショナル	学校教育法第 1 条及び第 2 条に定める小学校、中学校、盲学校、聾学校が教育利用を目的として受けるサービス
17	学生	当社が指定する大分県内の大学院・大学・短期大学・専門学校に在籍するお客様

第 2 章　契約

第 4 条（本サービスの種類等）

契約には、料金表に規定する品目があります。

第 5 条（契約の単位）

当社は、契約者回線 1 回線ごとに 1 の契約を締結します。この場合、契約者は 1 の契約につき 1 人に限ります。

第 6 条（最低利用期間）

本サービスの最低利用期間は 1 ヶ月とします。ただし、学割プランの最低利用期間は別表に定めるところによります。

第 7 条（契約者回線の終端）

当社は、契約者が指定した場所内の建物又は工作物において、端末接続装置を設置し、これを契約者回線の終端とします。

2　当社は、前項の設置場所を定めるときは、契約者と協議します。

3　加入者の故意、過失による端末接続装置の故障、破損、紛失等の場合はその実費相当分を当社に支払うものとします。

第 8 条（契約申込みの方法）

契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書を契約事務を行う本サービス取扱所に提出していただきます。

1　料金表に定める本サービスの品目

2　契約者回線の終端とする場所

3　その他本サービスの内容を特定するために必要な事項

第 9 条（契約申込みの承諾）

当社は、契約の申込みがあったときは、受け付けた順に従って承諾します。ただし、当社の業務の遂行上支障があるときは、その順序を変更することがあります。

2　当社は、本サービスの取扱い上余裕のないときは、その承諾を延期することがあります。

3　当社は、契約者回線の設置又は保守が技術上著しく困難なとき、料金その他の債務の支払を怠るおそれがあるとき、その他当社の業務遂行上著しい支障があるとき等には、契約の申込みを承諾しないことがあります。

第 9 条の 2（契約の成立、契約締結後書面の交付等）

当社は、本サービスの工事が完了した日又は契約者が本サービスの種類、品目等の変更を行う場合はその変更が完了した日を契約が成立した日とします。

2　当社は契約成立日以降、法令の定めに基づき、契約内容を記載した書面を加入申込者に交付します。

3　契約締結後書面は、電磁的方法又は紙面により交付します。

第 9 条の 3（初期契約解除等）

申込者は、契約締結後書面を受領した日から起算して 8 日を経過するまでの間、法令の定めに基づき、文書により契約の解除を行うことができます。解除は、文書を発したときに効力を生じます。なお、工事及び手続きに要した費用については、約款の定めに従い申込者が負担するものとします。

第 10 条（本サービスの品目の変更）

契約者は、料金表に規定する本サービスの品目の変更を請求できます。

2　前項の請求の方法及びその承諾については、第 8 条（契約申込みの方法）及び前条（契約申込みの承諾）の規定に準じて取り扱います。

第 11 条（契約者回線の移転）

契約者は、契約者の負担により、同一の構内又は同一の建物内における、契約者回線の移転を請求できます。契約者回線の移転が前項に定める場所以外であった場合は、契約内容の変更又は制限がある場合があります。

2　当社は、第 1 項の請求があったときは、第 9 条（契約申込みの承諾）の規定に準じて取り扱います。第 1 項の変更に必要な工事は、当社又は当社が指定した者が行います。

第 12 条（本サービスの利用の一時中断）

当社は、契約者から請求があったときは、本サービスの利用の一時中断（その契約者回線を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします）を行います。

第 13 条（その他の契約内容の変更）

当社は、契約者から請求があったときは、第 8 条（契約申込みの方法）第 3 号に規定する契約内容の変更を行います。

2　前項の請求があったときは、当社は、第 9 条（契約申込みの承諾）の規定に準じて取り扱います。

第 14 条（譲渡の禁止）

契約者が、契約に基づいて本サービスを受ける権利は、譲渡することができません。

第 15 条（契約者が行う契約の解除）

契約者は、契約を解除しようとするときは、当社所定の方法により通知していただきます。

2　前項による契約解除の場合、当社は、当社に帰する電気通信設備の資産等を撤去いたします。ただし、撤去に伴い、契約者が所有若しくは占有する土地、建物その他の工作物等の復旧を要する場合、契約者にその復旧に係る復旧費用を負担していただきます。

第 16 条（当社が行う契約の解除）

当社は、次の場合には、その契約を解除することがあります。

（1）第 21 条（利用停止）の規定により本サービスの利用停止をされた契約者が、なおその事実を解消しないとき。

（2）第 21 条（利用停止）の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められる相当の理由があるときは、前号の規定にかかわらず、本サービスの利用停止をしないでその契約を解除することがあります。

（3）電気通信回線の地中化等、当社又は契約者の責に帰すべからざる事由により当社の電気通信設備の変更を余儀なくされ、かつ、代替構築が困難で本サービスの継続ができないとき。
2　当社は、前項の規定により、その契約を解除しようとするときは、あらかじめ契約者にそのことを通知します。
3　当社は、第 1 項の規定により、その契約を解除しようとするときは、当社に帰する電気通信設備の資産等を撤去いたします。ただし、撤去に伴い、当社に発生する費用と契約者が所有若しくは占有する土地、建物その他の工作物等の復旧を要する場合、契約者にその復旧に係る復旧費用を負担していただきます。

第 3 章　付加機能

第 17 条（付加機能の提供等）
当社は、契約者から請求があったときは、料金表の規定により付加機能を提供します。

第 4 章　回線相互接続

第 18 条（回線相互接続の請求）
契約者は、その契約者回線の終端において又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、その契約者回線と当社又は当社以外の電気通信事業者が提供する電気通信回線とを相互に接続する旨の請求をすることができます。この場合、その接続に係る電気通信回線の名称、その接続を行う場所、その接続を行うために使用する電気通信設備の名称その他その接続の請求の内容を特定するための事項について記載した当社所定の書面を当社が別に定める本サービス取扱所に提出していただきます。
2　当社は、前項の請求があった場合において、その接続に係る電気通信回線の利用に関する当社又は当社以外の電気通信事業者の契約約款等によりその接続が制限されるときを除き、その請求を承諾します。
第 19 条（回線相互接続の変更・廃止）
契約者は、前条の回線相互接続を変更・廃止しようとするときは、その旨を当社に通知していただきます。
2　前条（回線相互接続の請求）の規定は、回線相互接続の変更について準用します。

第 5 章　利用中止及び利用停止

第 20 条（利用中止）
当社は、次の場合には、本サービスの利用を中止することがあります。
（1）当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。
（2）第 22 条（利用の制限）の規定により本サービスの利用を中止するとき。
2　前項に規定する場合のほか、付加機能に関する利用について料金表に別段の定めがあるときは、当社は、その料金表に定めるところによりその付加機能の利用を中止することがあります。
3　前 2 項の規定により、本サービスの利用を中止するときは、あらかじめそのことを契約者にお知らせします。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。
第 21 条（利用停止又は電磁的記録の削除）

当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、6 ヶ月以内で当社が定める期間、その本サービスの利用を停止する、又は電磁的記録の削除をすることがあります。ただし、その本サービスの料金その他の債務を支払わないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間とします。
（1）料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
（2）契約の申込みに当たって、当社所定の書面に事実に反する記載を行ったこと等が判明したとき。
（3）第 49 条（利用に係る契約者の義務）の規定に違反したとき。
（4）事業法又は事業法施行規則に違反して当社の電気通信回線設備に自営端末設備、自営電気通信設備、他社回線又は当社の提供する電気通信サービスに係る電気通信回線を接続したとき。
（5）事業法又は事業法施行規則に違反して当社の検査を受けることを拒んだとき、又はその検査の結果、技術基準に適合していると認められない自営端末設備若しくは自営電気通信設備について電気通信設備との接続を廃止しないとき。
（6）他人の著作権その他の権利を侵害する、他人に不利益をもたらす情報を漏洩する、誹謗、中傷等の他人の名誉を害する、法令に違反する、又は猥褻な内容の電磁的記録を公然と公開する等の公序良俗に反する行為を行ったとき。
（7）前各号のほか、この約款に違反する行為、本サービスに関する当社の業務の遂行若しくは当社の電気通信設備のいずれかに著しい支障を与え又は与えるおそれのある行為を行ったとき。
2　当社は、前項の規定により、本サービスの利用停止又は電磁的記録の削除をするときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間を契約者に通知します。

第 6 章　利用の制限

第 22 条（利用の制限）
当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合で必要と認めたときは、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のために緊急を要する事項を内容とする通信であって事業法施行規則で定めるものを優先的に取り扱うため、本サービスの利用を制限することがあります。
2　通信が著しくふくそうしたときは、通信が相手先に着信しないことがあります。
3　本サービスの利用者が、当社の電気通信設備に過大な負荷を生じる行為をしたときは、その利用を制限することがあります。
4　インターネットサービスにおいて、ネットワーク混雑回避のためにお客様の通信速度を制限することがあります。

第 7 章　料金等

第 23 条（料金の適用）
当社が提供する本サービスの料金は、利用料、付加機能使用料、手続に関する料金及び工事に関する費用とし、料金表に定めるところによります。
2　料金の支払方法は、当社が別に定めるところによります。
第 24 条（利用料等の支払義務）
契約者は、その契約に基づいて当社が本サービスの提供を開始した日の翌日から起算して、契約の解除があった日の属する月の月末日までの期間、当社が提供するインターネット接続の態様に応じて料金表

に規定する利用料又は使用料の支払を要します。
2　前項の期間において、利用の一時中断等により本サービスの利用ができない状態が生じたときの利用料等の支払は、次によります。
（1）利用の一時中断をしたときは、契約者は、その期間中の利用料等の支払を要します。
（2）利用停止があったときは、契約者はその期間中の利用料等の支払を要します。
（3）前 2 号の規定によるほか、契約者は、次の表に掲げる場合を除き、本サービスを利用できなかった期間中の利用料等の支払を要します。

区分	取扱い
契約者の責めによらない理由により、本サービスを全く利用できない状態が生じた場合に、そのことを当社が認知した時刻から起算して24時間以上その状態が連続したとき。	そのことを当社が認知した時刻以後の利用できなかった時間（24時間の倍数である部分に限ります）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する本サービスについての利用料等。
移転に伴って、本サービスを利用できなくなった期間が生じたとき。	利用できなかった日から起算し、再び利用できる状態とした日の前日までの日数に対応する本サービスについての利用料等。

第 24 条の 2（端数処理）
料金その他の計算において、その計算結果に 1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切捨てます。ただし、その計算途中においては、この限りではありません。
第 25 条
削除
第 26 条（手続に関する料金等の支払義務）
契約者は、約款に規定する手続の請求を行い当社がこれを承諾したときは、工事に関する費用の支払を要します。ただし、工事の着手前にその契約の解除又は請求の取消しがあったときは、この限りでありません。この場合、既にその料金が支払われているときは、当社は、その料金を返還します。
第 27 条（工事に関する費用の支払義務）
契約者は、約款に規定する手続の請求を行い当社がこれを承諾したときは、工事に関する費用の支払を要します。ただし、工事の着手前にその契約の解除又は請求の取消しがあったときは、この限りでありません。この場合、既にその料金が支払われているときは、当社は、その料金を返還します。
2　工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事の部分について、当社が別に算定した額を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、別に算定した額に消費税相当額を加算した額とします。
第 28 条（割増金）
契約者は、料金の支払を不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします）の 2 倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として、当社が別に定める方法により支払っていただきます。
第 29 条（延滞処理）
契約者の料金その他の債務（加入契約の終了後に確定したものを含みます） について、本約款その他当社の別途定める支払期日を経過しても支払いがない場合、または当社が支払いを確認できない場合、当

社は、契約者に対して督促または通知を行うことがあり、当該督促または通知を行うたびに、別に定める延滞手数料を請求額に加算できるものとします。
2　契約者は、料金その他の債務について、 支払期日を経過してもなお支払いがない場合、または当社が支払いを確認できない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について、法定利率に準拠し算定して得た額を遅延損害金として、当社にお支払いいただきます。
3　（削除）

第 8 章　保守

第 30 条（当社の維持責任）
当社は、当社の設置した電気通信設備を事業用電気通信設備規則（昭和 60 年郵政省令第 30 号）に適合するよう維持します。
第 31 条（契約者の維持責任）
契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備を技術基準に適合するよう維持していただきます。
第 32 条（設備の修理又は復旧）
当社は、当社の設置した電気通信設備が故障し、又は滅失した場合に、全部を修理し、又は復旧することができないときは、事業法施行規則に規定された公共の利益のため緊急に行うことを要する通信を優先的に取り扱うため、次の順位に従って、その電気通信設備を修理又は復旧します。この順位については、当社がそれらの機関との協議により定めたものに限ります。
第一順位　消防機関、警察機関、災害救助機関、通信の確保に直接関係のある機関、電力の供給の確保に直接関係のある機関との接続に係るもの
第二順位　放送事業者、通信社、新聞社、水道の供給の確保に直接関係のある機関、ガスの供給の確保に直接関係のある機関、国又は地方公共団体の機関との接続に係るもの
第三順位　第一順位及び第二順位に該当しないもの
第 33 条（契約者の切分け責任）
契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備が当社の電気通信回線設備に接続されている場合において、当社が設置した電気通信設備が正常に稼動しなくなったときは、当該自営端末設備又は自営電気通信設備に故障のないことを確認の上、当社に当社の電気通信回線設備その他電気通信設備の修理の請求をしていただきます。
2　前項の確認に際して、契約者から要請があった場合には、当社が別に定める本サービス取扱所又は当社が指定する者が当社が別に定める方法により試験を行い、その結果を契約者にお知らせします。
3　当社は、前項の試験により当社の電気通信回線設備その他当社の電気通信設備に故障がないと判定した結果を契約者にお知らせした後において、契約者の請求により当社の係員を派遣した結果、故障の原因が自営端末設備又は自営電気通信設備にあったときは、契約者にその派遣に要した費用の額に消費税相当額を加算した額を負担していただきます。

第 9 章　損害賠償

第 34 条（責任の制限）
当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、その本サービスが全く利用できない状態にあることを当社が認知した時刻から起算して、24

時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者の損害を賠償します。
2　前項の場合において、当社は、本サービスが全く利用できない状態にあることを当社が認知した時刻以後のその状態が連続した時間（24 時間の倍数である部分に限ります）について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する本サービスの利用料等の料金額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。
3　第 1 項の場合において、当社の故意又は重大な過失により本サービスの提供をしなかったときは、前項の規定は適用しません。

第 35 条（免責）

当社は、契約者が本サービスの利用に関し損害を被った場合、前条（責任の制限）の規定によるほかは、何らの責任も負いません。
2　当社は、本サービスに係る設備その他の電気通信設備の設置、撤去、修理又は復旧の工事に当たって、契約者が所有若しくは占有する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合に、それが当社の故意又は重大な過失により生じたものであるときを除き、その損害を賠償しません。
3　当社は、この約款等の変更により自営端末設備又は自営電気通信設備の改造又は変更を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。ただし、技術的条件の設定又は変更により、現に契約者回線に接続されている自営端末設備又は自営電気通信設備の改造等を要する場合は、当社は、その改造等に要する費用のうちその変更した規定に係る部分に限り負担します。

第 10 章　個人情報

第 36 条（契約者に係る情報の取扱）

当社は、サービス提供に係る氏名若しくは名称、電話番号、住所若しくは居所又は請求書の送付先等の情報を、当社、提携事業者、若しくは相互接続事業者のインターネット接続サービスに係る契約の申込み、契約の締結、工事、料金の適用又は料金の請求その他の当社の契約約款等の規定に係る業務の遂行上必要な範囲で利用します。また、業務の遂行上必要な範囲での利用には、契約者に係る情報を当社の業務を委託している者、及びサービス提供に係るクレジットカード会社等の金融機関に提供する場合を含みます。なお、本サービス提供にあたり取得した個人情報の利用目的は、当社が公開するプライバシーポリシーとその関連事項に定めます。

第 11 章　雑則

第 37 条（承諾の限界）

当社は、契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき若しくは保守することが著しく困難であるとき又は料金その他債務の支払を現に怠り若しくは怠るおそれがあると認められる相当の理由があるとき等当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした者に通知します。ただし、この約款において別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

第 38 条（利用に係る契約者の義務）

当社は、本サービスの提供に必要な電気通信設備の設置のため、契約者が所有若しくは占有する土地、建物その他の工作物等を無償で使用できるものとします。この場合、地主、家主その他の利害関係人があるときは、当該契約者は予め必要な承諾を得ておくものとし、これに関する責任は契約者が負うもの

とします。
2　契約者は、当社又は当社の指定する者が、設備の設置、調整、検査、修理等を行うため、土地、建物その他の工作物等への立ち入りを求めた場合は、これに協力するものとします。
3　契約者は、当社が契約に基づき設置した電気通信設備を移動し、取り外し、変更し、分解し、若しくは損壊し、又はその設備に線条その他の導体を連絡しないこととします。ただし、天災、事変その他の事態に際して保護する必要があるとき又は自営端末設備若しくは自営電気通信設備の接続若しくは保守のために必要があるときは、この限りではありません。
4　契約者は、故意に契約者回線を保留にしたまま放置し、その他通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこととします。
5　契約者は、当社が業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、当社が契約に基づき設置した電気通信設備に他の機械、付加部品等を取り付けないこととします。
6　契約者は、当社が契約に基づき設置した電気通信設備を善良な管理者の注意をもって保管することとします。
7　契約者は、前 4 項の規定に違反して電気通信設備を亡失し、又はき損したときは、当社が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。
8　契約者は、当社が提供する本サービスを利用するにあたり、以下の行為を行わないこととします。
（1）公序良俗に反する行為。
（2）犯罪行為及びそれに結びつく行為。
（3）第三者の権利、財産又はプライバシーを侵害する行為、または侵害するおそれのある行為。
（4）他社に不利益を与える行為、又は誹謗中傷する行為。
（5）法令に違反し、又は違反するおそれのある行為。
（6）当社の本サービスの運営を妨げる行為。

第 39 条（相互接続事業者のインターネット接続サービス）

契約者は、当社の相互接続事業者と相互接続利用契約を締結することとなります。この場合において、その契約者は、当社が相互接続利用契約により生じることとなる債権を譲り受けたものとして、この約款に基づき料金を請求することを承認していただきます。
2　契約の解除があった場合は、その解除があった時に、当社の相互接続事業者のインターネット接続サービス利用契約についても解除があったものとします。

第 40 条（技術的事項及び技術資料の閲覧）

当社は、当社が別に定める本サービス取扱所において、本サービスに係る基本的な技術的事項及び契約者が本サービスを利用する上で参考となる事項を記載した技術資料を閲覧に供します。

第 41 条（営業区域）

営業区域は、当社が別に定めるところによります。

第 42 条（閲覧）

この約款において、当社が別に定めることとしている事項については、当社は閲覧に供します。

別表　インターネット料金表

1. 加入契約料

削除

2. 標準工事費・手続きに関する料金

区分	料金
新規契約に伴う工事費	6,600 円／契約
追加契約に伴う工事費	5,500 円／契約
端末機器交換の工事費	3,300 円／1 端末
契約事務手数料	3,080 円
延滞手数料	440 円

3. 月額利用料

区分	プラン	月額利用料
光幹線（FTTH）	光ハイパー100 プラン（上り・下り 100Mbps）	5,500 円
	光ハイパー30 プラン（上り・下り 30Mbps）	4,620 円
	光スーパープラン（上り・下り 10Mbps）	3,960 円
	光ブロードバンドプラン（上り・下り 2Mbps）	2,970 円
光同軸幹線（HFC）	ハイパー160 プラン（下り 160Mbps）	5,500 円
	ハイパー30 プラン（下り 30Mbps）	4,620 円
	スーパープラン（下り 10Mbps）	3,960 円
	ブロードバンドプラン（下り 2Mbps）	2,970 円
	エコノミープラン（下り 256kbps）	2,310 円
	学割プラン(スーパープランとモバイル Wi-Fi ルーターのセットプラン)	3,080 円
	学割プラン（スーパープラン）※平成 27 年 12 月より	2,970 円
光同軸幹線（HFC）杵築市	ハイパー160 プラン（下り 160Mbps）	5,500 円
	ハイパー30 プラン（下り 30Mbps）	4,400 円
	スーパープラン（下り 10Mbps）	3,300 円

	ブロードバンドプラン（下り 2Mbps）	2,200 円

※全てのプランはベストエフォート型です。
※月額利用料に含まれるものは、終端装置レンタル料、メールアドレス 5 個、メールサーバーの容量 2GB まで、ホームページ容量 60M（初期値 0M）、マカフィーセキュリティーサービス、メールウィルスチェック（全加入者・全メール対象）、WEB フィルタリングサービス、ZAQ コンテンツサービス（一部有料サービス有）です。
※学割プランは、当社接続集合住宅に単身で在住の学生に限ります。（契約時に、在学を証明できる確認書類の提出を要します。必要書類の添付がない場合や提出に遅延が生じた場合、サービスの提供を中止する場合があります。）
※学割プランの適用期間は、ご利用開始月から卒業予定年月日までとします。卒業予定年月日の翌月以降は、それぞれ通常の月額利用料へ自動的に変更となります。
※学割プランの最低利用期間は 1 年間とします。また、学割プラン（平成 27 年 12 月以降申し込み分）の最低利用期間は 2 年間とします。最低利用期間を待たずに解約する場合は、当社が別表に定める違約金をお支払頂きます。
※最低利用期間の経過後インターネットのみを解約する場合、ワイマックスの月額利用料はオンリーワイマックスの料金となります。

無線モデム利用料（HFC）

項目	**月額利用料**
無線モデム	現在のネットプランに 550 円追加

※無線モデムの利用は、ハイパー160 プラン、ハイパー30 プラン、スーパープランで契約中の方に限ります。

4. 学割プラン途中解約の違約金

利用期間	**違約金**
契約月を含む 12 ヶ月の間に解約した場合は右記の違約金がかかります。	8,800 円＋（2,310 円×使用月数）

学割プラン（2015.12 月以降申し込み）途中解約の違約金

利用期間	**違約金**
契約月を含む 24 ヶ月の間に解約した場合は右記の違約金がかかります。	24 ヶ月に満たない残月分の利用料

5. 付加機能料金表

種別	**工事費**	**手数料**	**月額**

PC 接続台数追加	1 台毎	550 円	1,100 円
無線ルーター内蔵モデム			550 円
IP 電話 初期費用	3,300 円	550 円	
IP 電話 基本料金	5,500 円		308 円
TA レンタル料金			440 円
あんしんリモートサポート			550 円
ソフト使い放題			550 円

※無線ルータ内蔵モデムについては、光同軸幹線でご利用で、かつ、スーパープラン以上のプランでご契約の方に限ります。
※無線ルータ内蔵モデムの工事費については、交換後、1 年間の継続利用の場合は工事費が不要です。途中解約の場合は、解約時に工事費が発生します。
※無線ルータ内蔵モデムの新規受付は終了しております。
※IP 電話のお申込みについては、ブロードバンドプラン以上のプランでご契約の方に限ります。
※IP 電話については、通話料金、ユニバーサルサービス料金が別途必要になります。
※IP 電話の新規受付は終了しております。
※あんしんリモートサポートは最大 2 ヶ月（初月と翌月末まで）無料ですが、3 ヶ月目より 550 円／月の利用料が発生いたします。無料期間中の 2 ヶ月目での解約が可能です。
※ソフト使い放題の新規受付は終了しております。

6. IP 固定サービス

初期費用

項目	**初期費用**
大分市、由布市、津久見市、国東市、臼杵市、九重町、国東市、宇佐市、杵築市	11,000 円
豊後大野市、竹田市	66,000 円

月額料金

項目	**月額料金**
光幹線（FTTH）	14,080 円／固定 IP1 個（上り 1Gbps、下り 1Gbps） 24,640 円／固定 IP5 個（上り 1Gbps、下り 1Gbps） 10,780 円／固定 IP1 個（上り 100Mbps、下り 100Mbps） 19,800 円／固定 IP5 個（上り 100Mbps、下り 100Mbps）
光同軸幹線（HFC）	10,780 円／固定 IP1 個（上り 5Mbps、下り 160Mbps） 19,800 円／固定 IP5 個（上り 5Mbps、下り 160Mbps）

7. 消費税

表記の金額は全て、税抜価格です。消費税分は別途精算させていただきます。

附則

平成 12 年 2 月 21 日届出
平成 12 年 8 月 11 日更新
平成 12 年 11 月 14 日更新
平成 17 年 4 月 1 日更新
平成 23 年 12 月 1 日更新
平成 24 年 2 月 1 日更新
平成 24 年 6 月 1 日更新
平成 26 年 3 月 1 日更新
平成 27 年 12 月 1 日更新
平成 29 年 3 月 1 日更新
この約款は、平成 29 年 3 月 1 日より実施致します。

（実施期日）

この改正規定は、平成 29 年 4 月 1 日より実施いたします。

（経過措置）

1　この改正規定の日から、当社は本約款に定める OCT 学割プラン（スーパープランとモバイル Wi-Fi ルーターのセットプラン）の提供を行わないこととします。

2　前項に定めるサービスの提供終了に伴い、当社は一時的に現在契約されている OCT 学割プラン（スーパープランとモバイル Wi-Fi ルーターのセットプラン）を、「J:COM 学割一括移行プラン」（以下「移行プラン」といいます。）へ変更します。この移行プランの提供期間は平成 29 年 4 月 1 日から平成 29 年 6 月 30 日とし、当社は、期間経過後には順次このサービスの提供を終了します。

3　前項に定める移行プランを利用するための J:COM WiMAX（一括移行プラン）専用端末は平成 29 年 3 月 31 日までの間に契約中の住所へ、順次配送します。J:COM WiMAX（一括移行プラン）専用端末が届き次第、利用開始が可能となります。ただし、月額利用料の発生は平成 29 年 4 月 1 日からとなります。

J:COM 学割一括移行プラン（平成 29 年 4 月 1 日から平成 29 年 6 月 30 日まで）

項目	**月額利用料**
月額利用料	2,800円（税込3,024円）
学割スーパープラン	2,300円（税込2,484円）
J:COM WiMAX（一括移行プラン）	500 円（税込 540 円）

J:COM WiMAX（一括移行プラン）の仕様

項目	**内容**
通信方式	WiMAX2+方式

通信速度	上り 10Mbps（ベストエフォート） 下り 110Mbps（ベストエフォート）
通信容量	無制限
通信区域	UQ とのローミング・one day と同等 ただし、UQ とのローミング・one day にかかる料金は発生いたしません。
端末利用料	無料
端末購入代金	無料
違約金	無料

4　この改正実施の前に、本約款の規定により生じた料金その他の債務は、なお従前のとおりとします。

5　OCT 学割プラン（スーパープランとモバイル Wi-Fi ルーターのセットプラン）から「J:COM 学割一括移行プラン」への変更にあたり、別表の定めによらず、解約違約金はかかりません。

（実施期日）

この改正規定は、平成 29 年 8 月 1 日より実施いたします。

（実施期日）

この改正規定は、平成 29 年 9 月 1 日より実施いたします。

（実施期日）

この改正規定は、2020 年 11 月 15 日より実施いたします。

（実施期日）

この改正規定は、2021 年 4 月 1 日より実施いたします。

（実施期日）

この改正規定は、2026 年 8 月 1 日より実施いたします。